

黒石市教育委員会告示第8号

黒石市教育委員会学区外・区域外就学許可要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年12月25日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会学区外・区域外就学許可要綱の一部を改正する告示

黒石市教育委員会学区外・区域外就学許可要綱（平成4年黒石市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（趣旨）」を付し、同条中「第2条第2項ただし書」の次に「の規定に基づく学区外就学」を加え、「学区外就学並びに」を削り、「区域外就学（」の次に「以下」を加え、「許可基準及び取扱い」を「許可に関し必要な事項」に改める。

第2条を次のように改める。

（学区外就学等を許可する場合の理由等）

第2条 学区外就学等を許可する場合の理由、基準及び取扱いは、別表に定めるところによる。この場合において、区域外就学の許可については、当該区域外

市町村教育員会と協議の上、その承諾がなければ、これを許可することができない。

第3条及び第4条を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

理由	基準	取扱い
1 家庭に関する理由	保護者が共に（ひとり親家庭の場合は、父又は母）居宅外就労、病気療養等により当該児童生徒の保護に欠けるため他の学区の家庭に保護されている場合	(1) 居宅外就労の場合は保護者の就労証明書、病気療養の場合は医師の診断書等により事実を確認する。 (2) 許可期間は、卒業までとすることができる。ただし、就労状況等に変化があり条件を満たさなくなった場合は、速やかに届出をし、その学年末をもって終了とする。
2 住居に関する理由	住宅の新築により転居が予定されている場合で、入学時から転居予定地の学区の学校に就学を希望する場合	おおむね1年以内の転居を条件とし、転居が確実であることを証明できる書類（建築確認申請書等）により事実を確認する。
	転居により学区が変更になり、保護者から変更前の学区の学校に引き続き就学させたい旨の申請があった場合	保護者及び児童生徒の意向を確認し、通学に支障のない場合に限り、卒業までとすることができる。
3 身体的理由	心身の障害の理由により、学区外の学校への就学が必要と認められる場合	許可期間は、必要と認められる期間とし、医師の診断書等により事実を確認する。

4 その他の理由	次に掲げる教育的配慮が必要であると認められる場合 (1) いじめ、不登校等により学区外の学校への就学を希望する場合 (2) 家庭の特殊事情（家庭不和、別居、金銭的問題等）により住所が不安定な場合 (3) 兄弟姉妹が既に学区外就学をしている場合であって、当該兄弟姉妹と同一の学校へ就学を希望する場合 (4) 学区外就学等の許可を受けた児童が、その区域の中学校への進学を希望する場合 (5) 学区の学校（中学校に限る。）に希望する部活動がない場合 (6) その他教育長が必要と認める場合	それぞれの理由に応じて、関係機関との連携を図り、必要により学校長その他関係者に事実を確認し判断する。許可期間は、卒業までとすることができる。
----------	--	---

備考 学校施設の状況により、受入れが困難である学校においては、学区外就学等を許可しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の黒石市教育委員会学区外・区域外就学許可要綱の規定は、施行日以後の学区外就学及び区域外就学について適用し、改正前の黒石市教育委員会学区外・区域外就学許可要綱の規定による学区外就学及び区域外就学については、なお従前の例による。